

議員氏名：松崎 健

議案番号：議員提出議案第4号

案 件 名：二宮町議会ハラスメント根絶条例の制定について

討論内容：

条例制定そのものは歓迎したいところですが、課題も多い条例と言わざるを得ません。課題とは、ハラスメント被害を申し出たところで、この条例が定める「代表者会議」により申し出の第三者評価を妨げることが可能な仕組みである点です。

民主主義における「多数決の原理」は、絶えず少数派が排除される危険性を孕んでいます。多様な意見を守るためにも議会運営の透明性を高めるべきであり、ハラスメント被害を申し出たら確実に第三者の評価を受けることが出来る仕組みが必要です。

ここに、「横行する少数派の排除」と題する、令和23年1月22日付け神奈川新聞の記事があります。要旨を読みます「地方自治法や政治倫理条例などによる地方議会での『懲罰』を巡っては、行政を監視する議員への圧力に使われる事態が憂慮されたり、多数派による少数派への排除が疑われたりする事例が県内でも相次いでいる。専門家は懲罰の乱用を懸念し『多様な意見を守るためにも議会運営の透明性を高めるべき』と警鐘を鳴らしている」。記事では繰り返し「多数派による少数派の排除」が背景にあるとして、その結果理不尽な形で「懲罰」が行われている、としています。残念ながら、この条例を施行したところで、確実な問題解決は期待できません。

この記事が紹介している「県内議会の少数派排除が疑われる事例」の一つに「無断で発言が議事録から削除された」事案が挙げられています。議事録の削除を巡っては、自身にも身に覚えがあります。令和4年9月定例会の「令和3年度一般会計決算」反対討論は「役場新庁舎問題、小中一貫教育校問題はどれもこの4年間、進展なく迷走を続けたが、議会の責任も重い」とするものでしたが、全文が議事録から削除されています。討論の何処が問題なのか問うても一切説明はなく、結局議長権限により全文が削除されました。余談になりますが、この様子を傍聴していた某新聞社の記者は、あまりにもおかしい議会の対応に呆れかえっていました。

また、同記事は「全国フェミニスト議員連名」の調査を紹介。少なからぬ女性議員が「懲罰的対応」を受けたことを明らかにするとともに、調査に加わった地方議員は「品位や倫理など理由にならない理由を挙げられ、行政を追求する議員が数で押し込まれている。それが議会の在り方か」と疑問を投げかけているとしています。「品位や倫理を理由とする妨害」を巡っては、これにも心当たりがあり、かつて一般質問の事前通告に際し理由を告げられず受理されなかったことがありました。その後改めて理由を問うたところ「品位がない」との回答がありました。

この記事は同議連顧問の上智大学三浦まり教授の以下の言葉で締めくくっています。「議会に市民の目が行届いていなければ懲罰の乱発も起きやすい。透明性に欠けると

多数派が目障りな少数派を懲罰で黙らせやすくなる。市民の目で監視し、第三者が懲罰を判断できる仕組みづくりが必要」。記事の要旨にも表れる「懲罰」ですが、かつて（令和6年3月定例会）の一般質問終了後に「懲罰動議」をチラつかされ正副議長より質問の仕方を改めるよう求められましたが、具体的にどこが問題なのか一切説明はありません。権限を持つ者からの「懲罰」の言葉は実に重いものです。同教授はその解決策として「市民の目で監視し、第三者が懲罰を判断できる仕組みづくりが必要」としています。

そのための手法として有効と思われるのは、議会のインターネットによる動画配信でしょう。今定例会においてもU-tube等によるインターネットによる動画配信の一刻も早い前倒しの開始を求める請願がありましたが残念ながら議会の消極的な姿勢に請願者は失望していました。

いずれにせよ、大切なのは運用でしょう。時間をかけて作成した条例を生かすも殺すも、運用次第です。そして運用するのはほかでもない私たち議員です。「二宮町議会ハラスメント根絶条例」を作成したのは「政治倫理推進特別委員会」です。当然のことながら運用する議員は高い倫理観を求められるはずです。そしてその倫理観は職責が高くなるほど、高い倫理観が求めれると私は考えます。それがハラスメント根絶への第一歩のはずです。本条例の作成時に私は、当時の正副議長にその点を質しましたが、回答は避けられました。政治倫理推進特別委員会委員長も同様です。先ずは、私たち議員は「職責が高いほど求められる倫理感も高くなる」ことを確認することが、本条例を生かすことになり、ひいてはハラスメントの根絶に繋がるものと考え、期待を込めて本条例に賛成します。